

重要事項説明書

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者について

事業者名称	医療法人生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地 (かな病院 電話 (052) 759-5539 FAX (052) -759-5537)
法人設立年月日	1955 年 12 月 16 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	定期巡回かな
介護保険指定 事業所番号	2390700173
通常のサービス 提供地域	名古屋市昭和区
事業所所在地	愛知県名古屋市昭和区山花町 62 番地 1

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。・事業の実施に当たっては、必要な時に必要な事業の提供ができるよう努め、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。・利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	大枝 泰之
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常勤 1名
計画作成責任者	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行う。	常勤 1名
オペレーター	事業所に対する指定事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。	提供時間を通じて1名以上 (常勤勤務)
訪問介護員	① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の事業の提供に当たる。 ② 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等 利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の事業の提供に当たる。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護	一体的に運営している[かわな訪問看護ステーション]や、また他の訪問看護事業所とも連携し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の事業の提供に当たります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 ② 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 ③ 計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。 ④ 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者又はその家族に対する相談、助言等 ② 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等 ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護） ④ 利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護） ⑤ 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(2) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅰ 訪問看護サービスを行わない場合》

要介護度 所定単位		要介護 1 5,446 単位	要介護 2 9,720 単位	要介護 3 16,140 単位	要介護 4 20,417 単位	要介護 5 24,692 単位
サービス利用料		60,178 円	107,406 円	178,347 円	225,607 円	272,846 円
自己負担額 サービス利用	一割	6,018 円	10,741 円	17,835 円	22,561 円	27,285 円
	二割	12,036 円	21,482 円	35,670 円	45,122 円	54,570 円
	三割	18,054 円	32,222 円	53,505 円	67,683 円	81,854 円

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅰ 訪問看護サービスを行う場合》

要介護度 所定単位		要介護 1 7,946 単位	要介護 2 12,413 単位	要介護 3 18,948 単位	要介護 4 23,358 単位	要介護 5 28,298 単位
サービス利用料		87,803 円	137,163 円	209,375 円	258,105 円	312,692 円
自己負担額 サービス利用	一割	8,781 円	13,717 円	20,938 円	25,811 円	31,270 円
	二割	17,561 円	27,433 円	41,875 円	51,621 円	62,539 円
	三割	26,341 円	41,149 円	62,813 円	77,432 円	93,808 円

- ※ 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1~3割の支払いを受けるものとします。
- ※ 1か月ごとの包括費用（月限定）です。
- ※ 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。
- ※ （訪問看護サービスを行う場合）居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定します。また、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合には、所定単位数の100分の98を乗じて得た単位数を算定します。

- ※ 通所介護、通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅰ 訪問看護サービスを行わない場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所定単位数	62 単位	111 単位	184 単位	233 単位	281 単位

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅰ 訪問看護サービスを行う場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所定単位数	91 単位	141 単位	216 単位	266 単位	322 単位

- ※ 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人未満の場合）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を減算します。
- ※ 同一建物居住者に対する訪問減算は、限度額管理の対象外となります。
- ※ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間、又は他の事業所において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しません。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

加算の種類 単位数	加算及び算定の内容	加算額			
		基本 利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
緊急時 訪問看護加算 (Ⅰ) 325 単位/月	利用者又は家族等から看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制及び緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理を整備している場合に算定する加算です。(訪問看護サービスを行う場合に限り ます。)	3,591 円	360 円	719 円	1,078 円
特別管理加算 (Ⅰ) 500 単位/月	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(※1)に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。	5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円

<p>特別管理加算 (Ⅱ)</p> <p>250 単位/月</p>	<p>訪問看護サービスに関して特別な管理を必要とする利用者(※2)に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。</p>	2,762 円	277 円	553 円	829 円
<p>ターミナルケア 加算</p> <p>2500 単位/月</p>	<p>死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍等の状態にあるものに訪問看護を行っている場合にあつては、1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます)に、死亡月につき算定します。</p>	27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円
<p>初期加算</p> <p>30 単位/日</p>	<p>利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定します。また、30 日を越える入院の後に利用を再開した場合も算定する加算料金です。</p>	331 円	34 円	67 円	100 円
<p>退院時 共同指導加算</p> <p>600 単位/月</p>	<p>病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当該事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後、退院又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に算定する加算料金です。</p>	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円
<p>総合マネジメント 体制強化加算 (Ⅰ)</p> <p>1,200 単位/月</p>	<p>利用者の状況の変化に応じ多職種共同で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直し、地域の病院等関係施設に当該事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供し、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取り組みを行っている場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。</p>	13,260 円	1,326 円	2,652 円	3,978 円
<p>サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)</p> <p>750 単位/月</p>	<p>当該加算の体制・人材要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。</p>	8,287 円	829 円	1,658 円	2,487 円
<p>生活機能向上 連携加算 (Ⅰ)</p> <p>100 単位/月</p>	<p>訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーション実施の医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受け、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした計画書を作成(変更)した場合の 1 月あたりの加算料金です。(※) I: 通所リハビリテーション等のサービス提供の場、または ICT を活用した動画等により、利用者の身体状況等を踏まえ理学療法士等が助言した場合 (利用を開始した初回の月が対象となります。また 3 月経過後、当該理学療法士等からの助言に基づき訪問介護看護計画の見直し時、または急性増悪時に伴う訪問介護看護計画見直し時も対象となります。)</p>	1,105 円	111 円	221 円	332 円

生活機能向上 連携加算 (II) 200 単位/月	(※) 同上 II: 理学療法士等が利用者宅を訪問し、利用者の身体状況等の評価を計画作成責任者と共同して行った場合。 (利用を開始した月から起算して3月の間まで、または再度当該理学療法士等が利用者宅を訪問し、利用者の身体状況等の評価を計画作成責任者と共同で見直した場合は見直した月から起算して3月の間まで)	2,210 円	221 円	442 円	663 円
口腔連携 強化加算 50 単位/回 (1月に1回を限度)	職員による利用者の口腔状態の確認によって歯科医による適切な口腔管理の実施につなげる観点から定期巡回かかわりの職員が口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関とケアマネージャーに当該評価結果を情報提供した場合に算定する加算です。	552 円	56 円	111 円	166 円
介護職員等 処遇改善加算 (I) 介護報酬総単位数 × 245/1000	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。 当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	左記の 単位数 × 11.05	左記額 の1割	左記額 の2割	左記額 の3割

※1…特別管理加算（I）を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

※2…特別管理加算（II）を算定する場合の利用者について

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方

※ 地域区別の単価(3級地 11.05 円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に地域密着型介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

死後の処置	ご自宅で最期を迎えられた際の清浄、衛生的処置、着替え、化粧等	6.600円 (税込)
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	

2024年6月1日改訂

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	① 訪問月毎に原則として口座引落としによりお支払いください。 ② 引落としの確認後、領収書を郵送いたしますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※その他の費用について、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付します。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明いたします。その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名いただきます。
- (4) サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 衛生管理等

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

7 緊急時の対応方法について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名 かなな病院 所在地 愛知県名古屋市昭和区山花町50番地 電話番号 (052) 761-3225 受付時間 平日 9:00-12:00、13:30-16:00、17:00-19:00 土曜 9:00-12:00、13:30-15:30 休：日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3) 診療科 内科・腎臓内科・人工透析内科・消化器内科・ 糖尿病内科・リハビリテーション科・放射線科 (血管外科・心療内科・泌尿器科・整形外科・ 神経内科・眼科・循環器内科・リウマチ科・ 内分泌内科・精神科)
-----------------	--

8 事故発生時の対応方法について

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(ア) 相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として事業管理者が対応する。

事業管理者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を管理者に直ちに報告する。

(イ) 確認事項

相談又は電話については、次の事項について確認する。⇒相談又は苦情のあった利用者の氏名、

提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名(利用者が分かる場合)、

具体的な苦情・相談の内容、その他 参考事項

(ウ) 相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

(エ) 相談及び苦情処理

A 事業者内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。サービスを提供した者からの概況説明

B 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。

C 文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで、文書を渡す。

D 苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで利用者を担当する居宅介護支援事業者及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。

E 事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 定期巡回かわな 事務室	所在地 愛知県名古屋市昭和区山花町 62 番地 1 電話番号 (052) 759-5539 受付時間 8:45~17:30 (土日祝は休み) (不在時は留守電対応)
【市町村 (保険者) の窓口】 名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	所在地 愛知県名古屋市東区東桜一丁目 1 4 番 1 1 号 DPスクエア東桜 8 階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室」 電話番号 (052) 959-3087 受付時間 8:45~17:15 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 愛知県 国民健康保険団体連合会	所在地 愛知県名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館 電話番号 052-972-4165 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

10 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用するもの (以下「従業者」という) はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③この秘密保持する義務はサービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報保護	<p>①事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物 (紙によるものの他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

個人情報の使用について

使用目的	<p>①事業を提供するに当たり、担当職員と他サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するため。</p> <p>②サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きやサービス利用にかかわる管理運営のため。</p> <p>③医療機関、介護保険施設、介護支援専門員、介護保険事業所、自治体(保険者)、その他関係者との連携・連絡のため。</p>
個人情報の内容	<p>①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等で、利用者や家族等に関する個人情報</p> <p>②上記①以外の利用者や利用者家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別される、または識別されうる情報。</p>
使用する期間	契約締結日から最終のサービス提供にかかる保険請求等の終了日まで。
使用する条件	<p>①個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外には漏れることのないように細心の注意を払う。</p> <p>②個人情報を使用した会議・出席者・個人情報利用の内容等について記録する。</p>

* 情報収集手段として写真および動画撮影をさせていただくことがあります。

* 臨地実習事業所として学生の同行訪問をさせていただくことがあります。

12 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について

- (1)利用者から合鍵を預かる必要のある場合は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得ます。
- (2)預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管します。
- (3)合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行います。

13 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者は 管理者 大枝泰之 を選定しています。
- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3)虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4)従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体的拘束等の適正化のための措置について

事業所は、身体拘束の適正化のため、以下を規定します。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 誤穿刺、汚染事故などの採血および感染症検査

利用者の血液付着針が、誤って職員に刺さってしまうなどの事故が発生した場合、職員のウイルス感染予防のため、利用者血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査、HIVウイルス検査、梅毒検査）を行うことに同意をお願いいたします。

17 心身の状況の把握

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 居宅介護事業者との連携

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

19 地域との連携について

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（以下、「介護・医療連携推進会議」といいます。）を設置し、概ね2月に1回以上、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議の評価を受けます。
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、①の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

20 その他の運営に関する重要事項

- ① 事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 随時
- ② 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
- ③ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は定期巡回かわなと事業所の管理者との協議に基づいて定めます。